

監 事 の 意 見 書

農業災害補償法第40条第1項の規定により、平成23年4月28日理事より提出された平成22年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案並びに不足金処理案の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

平成23年5月27日

広島県北部農業共済組合

代 表 監 事	松長 俊三
監 事	横山 勝義
監 事	山根 徳征
監 事	土釜 一男